

随意契約とする理由書（特命随契）

件 名 広島市水道料金等徴収業務（第２エリア）		事業年度 令和８年度	契約番号
場 所 広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号 安佐南営業所ほか３か所			
契約期間 契約締結の日から令和１３年３月３１日まで (地方自治法第２１４条に基づく債務負担行為に係る契約)		種目名 ３０－１５ その他	
見 積 者	所 在 地	愛媛県松山市一番町一丁目１５番２号	
	商 号	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中・四国支店	業者コード １７２７０
【根拠規定】 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第二号該当			
【特命随契の理由】 本市水道事業の経営改革の一環として、現在、水道料金等徴収業務を委託しているところであるが、更なる経営の効率化を図るため、これまで直営業務としていた安佐南、安佐北、安芸及び佐伯営業所における調定及び清算業務を新たに委託するとともに、競争性を確保するため、第１エリア（中央営業所）及び第２エリア（安佐南、安佐北、安芸及び佐伯営業所）に分割し、包括委託するものである。 広島市水道料金等徴収業務プロポーザル審査委員会において、本業務に係る実施方針、実施体制その他民間事業者が有するノウハウについて提案書の提出を求め、応募のあった３者からの提案について、学識経験者２名の意見を参考に審査した。 この結果、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中・四国支店を本業務の受託候補者として特定したことから、同業者と特命随意契約を締結するものである。			
※ 事務処理 ☐ 緊急に発注を要する応急復旧工事 ☒ 競争入札参加条件選定委員会で審議済			